**第二十二条**　［略］

**第二十三条**　旧法第十九条第四項の規定による特定小売供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十八の特定小売供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　第二十条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。）は、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類（同令様式第二を除く。）

四　第二十条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。）は、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

五　［略］

**第二十四条**　［略］

**第二十五条**　旧法第十九条第七項の規定による特定小売供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十九の特定小売供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　第二十条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするときは、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

四　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

**第三条**　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一章・第二章　［略］ | 第一章・第二章　［略］ |
| 第三章　基準託送供給料金の設定等（第九条―第二十六条の三） | 第三章　基準託送供給料金の設定等（第九条―第二十六条） |
| 第四章　［略］ | 第四章　［略］ |
| 第五章　届出料金の算定（第三十条―第三十一条の二） | 第五章　届出料金の算定（第三十条・第三十一条） |
| 第六章　［略］ | 第六章　［略］ |
| 附則 | 附則 |
| **第二十七条**　［略］ | **第二十七条**　［略］ |
| 2　［略］ | 2　［略］ |
| 3　前二項の規定にかかわらず、法第三十四条の二第一項の規定による命令又は勧告があった場合には、電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）第一条第一項、第二条第一項、第四条又は第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同規則第一 | 3　前二項の規定にかかわらず、法第三十四条第一項の規定による命令又は勧告があった場合には、電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）第一条第一項、第二条第一項、第四条又は第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同規則第一 |